

伊勢市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）の
パブリックコメントの結果について

1 パブリックコメント実施の概要

(1) 意見募集した案件

伊勢市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）

(2) 意見募集方法

市公報、広報いせ、市ホームページ、市行政チャンネル文字放送、市公式LINE など

(3) 縦覧場所（23箇所）

- ・市役所（本館1階市民ホール、高齢・障がい福祉課、総務課）
- ・福祉総合支援センター、こども発達支援室
- ・各総合支所生活福祉課（二見、小俣、御園）
- ・各支所（神社、大湊、宮本、浜郷、豊浜、北浜、城田、四郷、沼木）
- ・市立図書館（伊勢、小俣）
- ・生涯学習センター（いせトピア、二見）
- ・ハートプラザみその
- ・福祉健康センター

(4) 意見提出の対象者

市内に在住、通勤又は通学している人など

(5) 意見募集の期間

令和5年12月1日から令和6年1月4日まで

2 意見募集の結果

(1) 意見数 2人（14件）

（内訳）提出方法別

- ・窓口提出 1人（13件）
- ・オンラインフォーム 1人（1件）

(2) 意見に対する計画案の修正 有

3 意見内容及び市の考え

No.	寄せられたご意見	市の考え
1	<p>P 1 計画策定の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年、読書バリアフリー法、令和3年医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律等障がい者施策の充実と多様性が進んでいますので、文言の中で導入の検討を・・・ 	<p>ご意見を踏まえ、本文に追加しました。</p>
2	<p>P 2 令和6年度の記載を・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正障害者差別解消法施行 合理的配慮が、民間の事業所でも「義務」となることの記載 ・障害者総合支援法等の一部改正する法律施行 障がい者や難病患者等の地域生活や就労の支援の強化が行われることの記載。 ・改正児童福祉法施行 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が行うことの記載。 	<p>「これまでの障がい者施策に関連する法整備の主な動き」として、計画策定時点（令和6年3月）までに施行されたものを掲載しております。</p> <p>なお、ご意見いただいた法改正の内容を踏まえ、計画を推進してまいります。</p>
3	<p>P 4 他の計画との関係</p> <p>国や三重県の関連する計画等とありますが、具体的な内容にすべき…</p> <p>計画図に、国の障害者基本計画・三重県の共生社会づくりプランの連携として表に明記したらどうか</p>	<p>ご意見を踏まえ、本文に追加しました。</p>
4	<p>P 5 SDGsとの関連</p> <p>5つの関連ゴールについての内容説明の記載を・・・</p> <p>(2022年9月の指標リスト(内閣府)から・・・)</p>	<p>本計画との関連をイメージしていただけるよう、「すべての人に健康と福祉を」など、端的にわかりやすくゴールの内容を記載しておりますので、ご理解いただきませうお願いいたします。</p>
5	<p>P 6 実態調査の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 事業所アンケート調査 3. 関係団体等ヒアリング <p>質問内容と結果の概要等を資料編に記載をすべき・・・</p>	<p>ご意見を踏まえ、本文に追加しました。</p>

No.	寄せられたご意見	市の考え
6	<p>P14 障害福祉サービス等の体系 本市では、通勤、リハビリ含む通院、買い物等の日常生活においても、自動車が運転できることは大きな支えとなります。障がい者についてもそれは同じです。私は現役で働いていた時、突然指定難病の広範脊柱管狭窄症を発症し、杖なしでは歩行できない状態になりました。その経験から、本計画の「3. 障害福祉サービス等の体系」「自立支援給付」に、「障がい者の自動車運転(再開)訓練」をぜひ総合的に位置付けてほしいと思っています。</p> <p>伊勢総合病院のリハビリテーション科、市内の自動車運転教習所、市内の自動車販売あっせん業者が伊勢市と連携体制をくみ、自動車運転を再開したい障がい者に対して、スムーズな運転(再開)訓練や障がい者用自動車のあっせんをすることを通じて、労働意欲がある障がい者市民が安心して希望をもって社会復帰を果たすことができることで「だれもが自分らしく暮らせる 自立と共生のまち いせ」の充実を図っていただきたいと思います。</p>	<p>ご意見いただきました「自立支援給付」には、障害者総合支援法第6条に基づくものを記載しています。</p> <p>本市では、身体障がいのある人の運転免許取得に要する費用の助成や自ら運転する自動車の改造に要する費用の助成などにより、障がいのある人の社会参加の促進などを図っています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
7	<p>P20 施設入所者の地域生活への移行 目標達成のための方策 日中サービス型グループホームについては松阪市以北の所では稼働しているので、伊勢市についても具体的な整備等の記載が必要ではないですか？</p>	<p>成果目標等については、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(国の基本指針)に基づき定めていることから、日中サービス支援型グループホームに関する成果目標等の記載はしていません。</p> <p>現状、伊勢志摩圏域において、日中サービス支援型グループホームは存在しませんが、「目標達成のための方策」に記載のとおり、国県等の施設整備補助制度の情報提供を行うなど、重度障がいのある人が利用できるグループホームの整備促進に努めます。</p>
8	<p>P27 (4) 相談支援体制の充実・強化等 目標達成のための方策 介助者 80 代の親が 50 代のこどもの生</p>	<p>ご指摘のことは重要な課題であると考えており、障がい福祉のみならず、重層的に支援できる体制の充実が必要であると認識しています。このことから、現在、策</p>

No.	寄せられたご意見	市の考え
	<p>活を支える「8050 問題」、親の介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」、本来は大人が担当すべき家族の介護、家事などを子どもが日常的に行う「ヤングケアラー」の問題など、さまざまな分野で生活課題を抱える人たちが増えています。家族等の介護者の負担を軽減することが大事。</p> <p>又、誰かに相談出来ないまま孤立し、問題が深刻化するケースも増えてきます。その為に相談支援体制の充実等が必要になります。上記の文言を入れた相談体制の強化を図ることが必要では・・・</p>	<p>定している「第4期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画」において、福祉、介護、医療、教育といった他分野の関係機関との連携体制の充実を図るとともに、困っている人のSOSをキャッチする取り組みを推進していくこととしております。</p>
9	<p>P39 障害児通所支援の見込と確保のための方策</p> <p>「障がいのある子どもの状況」について記載が必要ではないですか</p> <p>内容は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいの状況 ・保育所、幼稚園における状況 ・小学校、中学校における状況 ・特別支援学校における状況 <p>把握している数値等表に記載してはどうか。9ページの「障がいのある人の状況」の所に記載のほうが良いかも・・・</p>	<p>障がいのある子どもの状況につきましては、計画案の9ページから12ページにおいて、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数の18歳未満の状況を掲載しています。</p> <p>なお、計画策定においては、国の基本指針に基づき、「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」などサービスごとに状況を整理し、利用見込み（活動指標）を設定することとなっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
10	<p>P43 成年後見制度利用支援事業 見込量を確保するための方策</p> <p>市民後見人についても啓発の記載を・・・</p> <p>今、社協の「きぼう」にて市民後見人養成講座が開催され終了された方が、活動されています。市民後見人についても今後の見通し等利用促進について記載してはどうか。</p> <p>記載する場合は、資料編の用語解説の所で市民後見人の記載を・・・</p>	<p>成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「伊勢市成年後見制度利用促進基本計画」を包含する第4期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画を策定しているところであり、市民後見人登録者数等を重点指標としながら、市民後見人の育成と活躍支援の推進を図っていくこととしております。</p>
11	<p>P50 第6章計画の推進に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内関連機関の連携 ・関連機関の連携 	<p>ご意見を踏まえ、本文に追加しました。</p>

No.	寄せられたご意見	市の考え
	連携についての内容等記載しては・・・	
12	P51 計画の進行管理 「PDCAサイクル」のイメージ 図にした内容で記載を・・・	ご意見を踏まえ、本文に追加しました。
13	P52 資料編 計画の策定経過 パブリックコメントの実施の所 実施日がちがっています。	本文を修正しました。
14	P66 用語解説 日中サービス支援型グループホーム 内容の補足を・・・ 特徴は、短期入所と24時間体制で支援 する事ですので、24時間体制の文言を 入れた内容にしてはどうか。	ご意見を踏まえ、本文に追加しました。

4 計画案の修正内容

頁	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
1	第1章 施策策定にあたって 1. 計画策定の趣旨	国においては、平成26年1月に障害者の権利に関する条約を批准し、障害者基本法や障害者雇用促進法、発達障害者支援法、障害者総合支援法、児童福祉法の改正をはじめ、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、成年後見制度利用促進法などの法整備が進められました。	国においては、平成26年1月に障害者の権利に関する条約を批准し、障害者基本法や障害者雇用促進法、発達障害者支援法、障害者総合支援法、児童福祉法の改正をはじめ、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、成年後見制度利用促進法、 <u>読書バリアフリー法</u> 、 <u>医療的ケア児支援法</u> などの法整備が進められました。	パブリックコメント

頁	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
4	第1章 施策策定にあたって 2. 計画の位置づけ (2) 他の計画との関係	また、「伊勢市第10次老人福祉計画・第9期介護保険事業計画」、「第2期伊勢市健康づくり指針（健康増進計画）」、「第2期伊勢市子ども・子育て支援事業計画」など本市の関連計画との調和を図るとともに、 <u>国や三重県の関連する計画等の内容も踏まえて策定しています。</u>	また、「伊勢市第10次老人福祉計画・第9期介護保険事業計画」、「第2期伊勢市健康づくり指針（健康増進計画）」、「第2期伊勢市子ども・子育て支援事業計画」など本市の関連計画との調和を図るとともに、 <u>国の障害者基本計画や三重県の「みえ障がい者共生社会づくりプラン」等の内容も踏まえて策定しています。</u> ※体系図も変更	パブリックコメント
50	第6章 計画の推進に向けて 1. 計画の推進体制	1. 計画の推進体制 施策の推進にあたっては、行政はもとより、障がい者団体等、事業者等、企業等、地域、市民との協働・連携が必要不可欠であることから、各主体がつながり、支え合いながら、社会全体で障がいのある人を包み込み、社会全体の取り組みとして計画の達成を目指すものとします。 (1) 行政の役割 本市は、国や三重県、関係機関と協調し、行政だけでなく、さまざまな主体と連携した支援のネットワークを強化し、障がいのある人が地域で安心して生活できる仕組みづくりを推進します。	1. 計画の推進体制 施策の推進にあたっては、行政はもとより、障がい者団体等、事業者等（ <u>NPO、ボランティア団体、医療機関、サービス提供事業者、社会福祉協議会、ハローワーク</u> 等）、企業等、地域、市民との協働・連携が必要不可欠であることから、各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、つながり、支え合いながら、社会全体で障がいのある人を包み込み、社会全体の取り組みとして計画の達成を目指すものとします。 (1) 行政の役割 本市は、国や三重県、関係機関と協働し、行政だけでなく、さまざまな主体と連携した支援のネットワークを強化し、障がいのある人が地域で安心して生活できる仕組みづくりを推進します。 また、庁内関係各課等	パブリックコメント

頁	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
			<u>との連携を強化し、全庁的な連携のもとで総合的な事業展開を図ります。</u>	
51	第6章 計画の推進に向けて 2. 計画の進行管理		「PDC Aサイクル」のイメージ図を追加しました。	パブリックコメント
52	【資料編】 1. 計画の策定経過	パブリックコメントの実施 令和5年11月27日 ～令和5年12月28日	パブリックコメントの実施 令和5年12月1日 ～令和6年1月4日	パブリックコメント
53	【資料編】 2. 市民アンケート調査結果の概要 (1) 結果の概要	<u>2. 市民アンケート調査結果の概要</u> <u>(1) 結果の概要</u>	<u>2. 実態調査結果の概要</u> <u>(1) 市民アンケート調査結果の概要</u> <u>(2) 事業所アンケート調査結果の概要</u> <u>(3) 関係団体等ヒアリング結果の概要</u> とし、事業所アンケート調査及び関係団体等ヒアリングの結果概要を追加しました。	パブリックコメント
68	【資料編】 4. 用語解説 「な行」 ■日中サービス支援型グループホーム	障がいのある人の重度化・高齢化に対応するために、平成30年度から創設された <u>共同生活援助</u> の新しい類型。短期入所を併設し、地域で生活する障がいのある人の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されている。	障がいのある人の重度化・高齢化に対応するために、平成30年度から創設された <u>共同生活援助</u> （グループホーム）の新しい類型。 <u>24時間、相談・入浴・排せつ又は食事の介助その他の日常生活上の援助を提供する。</u> また、短期入所を併設し、地域で生活する障がいのある人の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されている。	パブリックコメント